

**令和6年度
飯山市会計年度任用職員採用候補者募集要項
〈教育委員会事務局に勤務する専門職〉**

この試験の 対象職務	教育部、文化振興部所管の施設(市立図書館及び小中学校)で業務を行う図書館司書(パートタイム)
受付期間	令和6年4月15日(月)～令和6年5月9日(木)



飯山市教育委員会事務局 教育部 子ども育成課
〒389-2292 飯山市大字飯山1110番地1
電話 0269-67-0741(直通)
0269-62-3111(代表)内線(361)

1 職務内容及び採用予定者数等

職種 No.	区分	勤務場所	職務内容又は職名	採用予定者数	1日当たりの勤務時間	時間外勤務・休日勤務の有無	日直(場合により宿直)の有無	災害対応の有無
114	パートタイム	市立図書館及び小中学校	図書館司書	1名	7時間00分	無	無	無

<注意事項>

- ・採用予定者数は、行政需要等により変動することがあります。

2 受験資格

名称	職務	受験資格
専門職	市立図書館及び小中学校で業務を行う専門職(パートタイム)	<ul style="list-style-type: none"> ・応募職種を遂行するための資格(司書)を有する者または司書補の資格を有し、司書の資格取得を目指している者 ・任期中は継続して勤務することができる者 ・教育専門職として熱意をもって誠実に従事できる者 上記の受験資格をすべて満たす者

※年齢は問いません。

3 受験手続

(1) 申込用紙の交付

申込用紙は、飯山市教育委員会事務局 教育部 子ども育成課で交付します。なお、市ホームページからもダウンロード可能です。

(2) 申込みについて

ア 所定の受験申込書に必要事項を記入してください。

イ 受験票記入欄に必要事項を記入の上、郵便はがきの裏面にしっかりとのり付けしてください。郵便はがきのおもて面には受験票送付先の郵便番号、住所、氏名を記入してください。

※アとイをクリップでとめて飯山市教育委員会事務局 教育部 子ども育成課へ持参するか、郵送してください。

(3) 受付期間について

受付期間は、令和6年4月15日(月)から令和6年5月9日(木)までの平日とします。なお、郵送による申込みの場合は、令和6年5月9日(木)必着で受け付けます。

(4) 受験票の送付

提出された受験票(郵便はがき)に受験番号等を付記し、記入いただいた宛先に郵送します。

4 この試験を受験できない者

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する者

5 試験の方法、日時、場所等

試験項目	試験の内容	試験時間
口述試験	職員として必要な人物等についての面接による試験	10分程度

(1) 口述試験

- ア 日時 令和6年5月中旬予定 ※別途受験票にて通知します。
- イ 会場 飯山市公民館 会議室

6 試験結果の通知

試験後10日以内に通知します。

7 採用決定から採用まで

採用予定者は、各種手続きを行った後、令和6年6月1日から採用する予定です。

8 勤務条件

(1) 身分

地方公務員法第22条の2第1項の規定に基づく会計年度任用職員です。

任用根拠法律
パートタイム会計年度任用職員 地方公務員法第22条の2第1項第2号

(2) 給与

飯山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の規定により、パートタイムにおいては給料、通勤手当及び期末手当等一定の手当を支給します。

一般職の職員の給与に関する条例(昭和29年飯山市条例第5号)の規定に基づき、下表のとおり初任給(給料・報酬)を支給します。

区分	資格・免許又は職務内容	給料号俸	初任給
パートタイム	図書館司書	1級11号俸	156,800円

(3) 期末手当

1週間の勤務時間が15時間30分以上の場合には、1か月あたりの報酬金額(過去6か月)に下記の月数を乗じて得た額が期末手当として支給されます。年度途中採用の場合は、採用月により変更されます。

区分		支給月数
期末手当	6月支給	1.225月分(1年目は0.3675月分)
	12月支給	1.225月分
	合計	2.45月分(1年目は1.5925月分)

(4) 勤務日数および時間

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等により、勤務時間、休暇等が規定されていますが、配属先や時期により変更となる場合もあります。

(5) 休暇

年次休暇：初年度20日

有給の主な特別休暇：忌引、夏季休暇、結婚休暇、療養休暇 等

無給の主な特別休暇：育児、介護、生理休暇 等

(6) 社会保険等

健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入します。

9 任 期

今回採用予定の会計年度任用職員の任期は令和7年3月31日までを予定しております(地方公務員法第22条第1項及び同法第22条の2第7項の規定に基づく1か月の条件付期間を含む)。なお、2年度目以降の任用更新は、勤務評定などにより良好な勤務実績が認められる場合に、パートタイムにあっては連続9回(10年度)まで、選考試験を経ずに更新します。

10 その他

この試験に関し不明な事項は、飯山市役所教育部子ども育成課(下記)にお問い合わせください。

〒389-2292 飯山市大字飯山1110-1
飯山市教育委員会事務局 教育部子ども育成課
学校教育係 (担当：倉科)
電 話 0269 (67) 0741 (課直通)
F A X 0269 (62) 5990 (3階代表)
URL <http://www.city.iiyama.nagano.jp/>